

新型インフルエンザ等対策に関する
業務計画

平成26年8月1日

公益社団法人岐阜県バス協会

目 次

第1章 総則（第1条—第4条）

1. 計画の目的
2. 基本方針
3. 計画の想定
4. 用語の定義

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第5条—第8条）

1. 対策本部の設置
2. 情報収集及び共有体制
3. 対策本部の解散
4. 関係機関との連携

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第9条・第10条）

1. 業務内容及び実施方法
2. 感染予防対策及び実施

第4章 その他（第11条・第12条）

1. 教育及び訓練の実施
2. 計画の見直し

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公益社団法人岐阜県バス協会（以下「協会」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 協会は新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日制定）、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(計画の想定)

第3条 本計画の想定は、政府行動計画に基づく想定とし、次のとおりとする。

(1) 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患した協会職員及び協会会員職員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

(2) ピーク時（約2週間）に協会会員が発症して欠勤する割合は、協会職員及び協会会員職員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には協会職員及び協会会員職員の最大40%が欠勤する。

(用語の定義)

第4条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関、及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の規定により実施する措置をいう。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体、並びに指定公共機関及び指定地方公共期間が特措法の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第5条 会長は、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部（対策本部長 内閣総理大臣）の設置が公示され、岐阜県に新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する協会の対応を協議するため、協会対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

2 会長は、対策本部を設置した場合において、新型インフルエンザ等対策に関する指示を職員、会員にすることができる。

(情報収集及び共有体制)

第6条 協会は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に職員及び会員に周知する体制を確保する。

(対策本部の解散)

第7条 対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、対策本部を解散する。

- 2 対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。
- 3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、協会において協議する。

(関係機関との連携)

第8条 協会は平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容及び実施方法)

第9条 協会は、第3条の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、旅客の運送を適切に実施する。

- 2 協会は、国、地方公共団体から旅客の運送の要請があった場合には、適切に実施できる体制を確保する。

(感染対策の検討及び実施)

第10条 協会は職員等に対しマスク着用等咳エチケットの徹底を実施するなど、感染対策に努める。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第12条 協会は、平素から正しい知識を習得し、職員、会員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

- 2 新型インフルエンザ等対策とその訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

第13条 協会は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、岐阜県知事に報告する。

この計画は平成26年8月1日から施行する。